

平成 28 年度 「スタジオタウン小山」構築業務委託

公募型企画提案募集要項

1 目的

本業務は、映像文化の情報発信、地元を巻き込んだ取組み、映像文化のPRイベントといった事業を実施することで、「スタジオタウン小山」の実現を図る事を目的とする。

2 背景

小山町は、平成14年よりフィルムコミッション事業に取組み、これまで1,500本余（平成27年3月31日現在）の撮影協力を行い、地域のPRと町内活性化に努めてきた。平成26年の取扱い本数は178本、直接的経済効果は8,400万円であった。（今までの主な作品：「永遠の0」「戦国自衛隊1549」「博士の愛した数式」「忍」「フライ・ダディ・フライ」他）

首都圏に近接し、富士山をはじめとする地域資源に恵まれている地域性を最大限に生かすことのできるフィルムコミッション事業を活用し、しごと創生・交流人口拡大・人材育成を図りたいと考えている。具体的には、フィルムコミッション事業を民間（NPO法人）へ移管し、民間の視点で稼ぐ力（ロケ支援手数料、コンサルティング収入等）を最大限に発揮しつつ、地元への直接的経済効果（ロケ弁当、宿泊等）を高める。また、映像文化の拠点（貸しオフィスを含む）を整備し、映像関係者の起業・創業を進める。地元の小中高生等を対象とした映像制作体験や映像コンテストといった地元密着の取組みや、映像文化をPRするイベントの開催等を通じ、交流人口の拡大やクリエイティブな人材の育成を図る。地方創生加速化交付金を活用することで、これら一連の取組みが可能となり、各施策の相乗効果が期待できる。

3 公告

平成28年5月20日（金）に小山町ホームページに掲載

4 業務委託者

- (1) 業務委託者： 小山町長 込山正秀
- (2) 執行部署： 小山町役場 企画総務部 町長戦略課
〒410-1395 駿東郡小山町藤曲57-2
電話 0550-76-6135 FAX 0550-76-4633
メール chiiki@fuji-oyama.jp

5 委託業務

- (1) 業務名 平成28年度 「スタジオタウン小山」構築業務
- (2) 業務内容

ア 情報発信

映像製作会社等向けのロケ地紹介、弁当・宿泊等の紹介や、エキストラ募集、観光

客向けロケ地マップなど、映像文化全般の情報発信（専用ホームページ構築、SNS運用など）を行う。専用ホームページ構築については、レスポンシブデザイン（※1）とし、CMS（※2）を導入して業務委託者側で簡易に更新作業ができる仕様にする。

※1 Web デザインの手法の一つで、様々な種類の機器や画面サイズに単一のファイルで対応すること。

※2 高機能な Web サイトを手軽に構築するためのソフトウェア。

イ 映像制作関係の人材づくり

映像文化への興味・関心を高めるとともに、クリエイティブな人材を育成する。例えば、小中高生や観光客に映像制作や制作現場の見学等や自主制作映像を対象とした映像コンテスト等を開催する。

ウ 映像文化発信のためのイベント

「スタジオタウン小山」の立上げを広くPRするため、映像文化発信に寄与するイベントを企画、実施する。例えば、全国の高校生を対象とした映像甲子園の開催、本町で撮影された映画の特集上映、映像関係者とのシンポジウム、映像制作の体験ワークショップ等の開催をする。

※上記全てが満たされており、互いに連動する提案とする。

本業務によって創り出された制作物（ホームページ、映像作品等）は、委託期間終了後も、町が自由に利用できるものとする。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成29年3月21日まで

(4) 委託契約限度額

委託契約額は15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

(5) 委託費の支払い方法

委託契約業務完了検査合格後、提出された請求書に基づき、委託費を支払う。なお、中間払いを1回行う。

6 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去に本業務と類似した案件を実施した経験を持つ者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

7 企画提案参加方法

(1) スケジュール

ホームページによる公告開始	平成28年5月20日（金）
企画提案書の提出期限	平成28年6月15日（水）正午まで
プレゼンテーション	平成28年6月21日（火）
選考・採用業者の決定	平成28年6月22日（水）
選定結果の伝達	平成28年6月22日（水）

なお、応募者の状況により変更する場合があります。

(2) 質問事項について

質問については、メールにて受け付け、その都度メールで回答する。質問に対する回答について企画提案参加者全員への共有は行わない。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
1	企画提案内容	(1) 企画案 提案の趣旨、方向性が分かるもの (2) 全体スケジュール計画 (3) 業務体制 総括責任者、業務遂行スタッフの氏名・所属・経験年数・担当業務等	任意	7部
2	参加資格確認書類	(1) 会社概要等 定款及び組織、沿革、事業等会社の概要 (2) 同種・類似受託業務の実績が分かるもの	任意	7部

3	その他	(1)経費の内訳 ※15,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を限度とする	任意	1部
---	-----	---	----	----

イ 提出期限

平成28年6月15日(水)正午まで(必着)

ウ 提出先

小山町役場 企画総務部 町長戦略課
〒410-1395 駿東郡小山町藤曲57-2

エ 提出方法

- (ア) 直接持参又は郵送。
- (イ) 持参の場合は、平日の9時～17時の間とする。
- (ウ) 郵送の場合は、平成28年6月15日(水)正午必着とする。

(4) 事前審査

企画提案者が6者以上となった場合、提出された企画提案等の事前審査を行い、5者に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、平成28年6月17日(金)18時までに、FAX又は電子メールにて通知する。

(5) 企画提案(プレゼンテーション)

日時:平成28年6月21日(火) 13時30分～17時

場所:小山町役場内会議室(会場は別途通知する)

- ・集合時間及び場所は、6月17日(金)18時までに、各提案者にFAX又は電子メールにて通知する。
- ・1提案者当たりの所要時間は、説明30分以内、質疑応答15分以内とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。
- ・DVD等の機器を持ち込み使用する場合は、企画提案書提出の際に申し出ること。

(6) 審査

ア 審査は、小山町役場及び外部有識者によって構成する選定委員が以下の基準により審査し、契約候補者を選定する。

イ 評価基準

評価項目	評価基準
企画評価	
1 事業の理解度	企画・内容が、事業の趣旨・目的に適合しているか。
2 実行性	提案が現実的なもので、実行できると判断できるか。
3 独創性	提案者独自のノウハウ等を活かし、他社に真似できない独創的な企画となっているか。
4 地域性	地域住民との連携、地元への本事業の理解度向上を意識した企画となっているか。

実施体制	
1 過去実績	過去に類似案件を手掛けており、経験値の高さ、実行力があると判断できるか。
2 実現性	全体のスケジュール計画が、実現可能なものになっているか。
3 業務遂行体制	業務を遂行できる十分な実施体制（人員・組織）があるか。

※評価項目は同配点とする。

ウ 結果発表

選定結果は、全ての企画提案者に6月22日（水）までにFAX又は電子メールにて通知する。

8 その他

- ・本企画提案にかかる費用（プレゼンテーションを含む）は各企画提案者の負担とする。
- ・複数の企画提案は認めない。
- ・提出された書類等は返却しない。
- ・契約候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。